（電気事業会計規則の一部改正）

第三条　電気事業会計規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後			改正前		
別表第1（第3条関係）			**別表第1**（第3条関係）		
⑵　流動資産			⑵　流動資産		
	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分	［略］		使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分	［略］
	賠償負担金相当収益	賠償負担金相当収益の未収分を整理する。関係会社に対するものを除く。		［新設］	［新設］
	廃炉円滑化負担金相当収益	廃炉円滑化負担金相当収益の未収分を整理する。関係会社に対するものを除く。		［新設］	［新設］
⑽　営業費用			⑽　営業費用		
	貸倒損	「電灯料」、「電力料」、「地帯間販売電力料」、「他社販売電力料」、「託送収益」、「使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分」、「賠償負担金相当収益」、「廃炉円滑化負担金相当収益」、「事業者間精算収益」、「電気事業雑収益」及び「貸付設備収益」に関する債権の貸倒損及び貸倒損引当を整理する。		貸倒損	「電灯料」、「電力料」、「地帯間販売電力料」、「他社販売電力料」、「託送収益」、「使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分」、「事業者間精算収益」、「電気事業雑収益」及び「貸付設備収益」に関する債権の貸倒損及び貸倒損引当を整理する。
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分		［略］	使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分		［略］
賠償負担金相当金		一般送配電事業者が、原子力発電事業者（電気事業法施行規則第45条の21の３第１項に規定する原子力発電事業者をいう。）に払い渡した賠償負担金相当金（同令第45条の21の４第１項第３号に規定する賠償負担金相当金をいう。以下同じ。）を整理する。	［新設］		［新設］
廃炉円滑化負担金相当金		一般送配電事業者が、特定原子力発電事業者（同令第45条の21の６第１項に規定する特定原子力発電事業者をいう。）に払い渡した廃炉円滑化負担金相当金（同令第45条の21の７第１項第３号に規定する廃炉円滑化負担金相当金をいう。以下同じ。）を整理する。	［新設］		［新設］